

平成二十年十月十四日受領
答弁第八〇号

内閣衆質一七〇第八〇号

平成二十年十月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出新学習指導要領解説書における領土問題の記述に関する再質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出新学習指導要領解説書における領土問題の記述に関する再質問に対する答
弁書

一について

文部科学省としては、生徒に我が国の領域をめぐる問題について理解させる観点から、「我が国と韓国
の間に竹島をめぐる主張に相違があることなど」にも触れた上で「北方領土と同様に我が国の領土・領
域について理解を深めさせること」が必要であると考えたため、中学校学習指導要領（平成二十年文部科
学省告示第二十八号）の解説において、そのような記述を含めたものであり、当該記述は適切な表現であ
ると考えている。

二及び三について

文部科学省においては、中学校学習指導要領の解説を作成するに際し、北方領土問題及び竹島問題に関
する政府の基本的な立場について、外務省との間でも改めて確認を行ったところであり、同解説の記述に
ついて両省の間で意見の相違はない。

四について

文部科学省としては、中学校学習指導要領の解説において、竹島について「北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である」とすることにより、簡明な記述を行ったものであり、当該記述は適切な表現であると考えている。

五について

文部科学省としては、中学校学習指導要領の解説において、竹島について、「北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である」と記述しており、北方領土と竹島に関し、生徒に我が国の領域をめぐる問題について理解させる観点から、特段の差異を設けたものではない。